

労災保険制度における派遣労働者の災害補償について

1 検討の背景

派遣労働者の災害補償について、近年派遣労働者の労働災害が増加傾向にある中、派遣先の法律上の災害防止責任が労災保険制度においてより反映されるような措置の必要性が指摘されていることから、具体的措置のあり方について検討を行う。

2 労災保険制度における派遣先の法律上の災害防止責任の反映について

(1) 現状

- 保険関係の当事者である事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害について保険給付を行った場合には、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる（労災保険法第31条第1項第3号）。
- 派遣先は、保険関係の当事者である事業主ではないことから、現行労災保険法第31条第1項第3号によって、費用徴収をすることはできない。

(2) 対応

- 費用徴収制度は、労災保険に加入している事業主のモラルハザードを防止するため、事業主の故意又は重大な過失によって発生した業務災害については、従来労働者に支給すべき保険給付を制限していたものを、労働者に対する保険給付は制限せず支給し、その保険給付に要した費用を事業主から徴収することに改めたという経緯があり、労災保険制度における保険関係内の者に対して行われるものである。
一方、派遣先は、労災保険制度においては保険関係の外にあることから、派遣先を費用徴収の対象に加えることは法制上問題がある。
- 一方、派遣先は、労災保険法上は保険関係の外にある第三者として位置付けられるが、現行労災保険法においては、政府は、第三者の行為によって生じた事故について保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することとされている（労災保険法第12条の4）。
- そこで、派遣先は派遣労働者を指揮命令する立場にあり、派遣労働者について危害防止のための具体的措置義務を負っているものであって、派遣労働者の労働災害は派遣先の事業場で発生するのが一般的であることから、労災

保険法において、行政庁が、①派遣先に対して報告、文書の提出又は出頭を命じることができること及び②派遣先の事業場についても立入検査できることを規定し、派遣先が故意又は重大な過失によって保険給付の原因である事故を発生させた場合には、派遣先に対する第三者求償の徹底を図る（求償対象事案、手続等について通達を発出）こととしてはどうか。

注1：現行労災保険法において、行政庁は、労働者を使用する者、労働保険事務組合又は特別加入者の団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命じることができることとされている（労災保険法第46条）。

注2：現行労災保険法において、行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは特別加入者の団体の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができることとされている（労災保険法第48条第1項）。